

第3学年社会科学学習指導案

日時 平成17年9月27日(火)5校時
場所 一関市立真滝中学校 3年A組教室
学級 3年A組(男子19名 女子16名 計35名)
授業者 教諭 菅野 剛英

- 1 単元名 第2章 わたしたちの暮らしと民主政治
第1節 暮らしとつながる政治 中学社会公民(教育出版)
わたしたちの人権を守るために ~裁判の種類~

2 単元について

この単元は「中学校学習指導要領」公民的分野の目標(1)「個人の尊厳と人権尊重の意義、とくに自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めると共に、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」こと、また目標(2)「民主政治の意義について、個人と社会との関わりを中心に理解を深めると共に、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる」の主に2つの目標を受けて設定されている。

子ども達の日常生活とかけ離れていると思われがちな政治や現代社会の働きは、実は自分たちの生活と深く結びついていることに気づかせ、日常の身近な具体的事例を通して「個人と社会のかかわり」を中心にしながら民主政治の意義についての理解を深めさせることが本単元のねらいである。

3 生徒について

歴史的分野の学習では、「ヨーロッパの市民革命」や「日本の封建社会」などの単元の中で、「人権」について着目させる場面を設けてきた。また、公民的分野の学習においては、既に日本国憲法の学習を通して、人権について学んできた。その中で、生徒達はある程度「人権」についての興味を持ちながら学習していた。しかし、「政治」の学習に入ると、日常生活と離れていると捉えてしまう生徒が多い。政治が人権と深く結びついているにも関わらず、その関連性に着目しないままに「政治」を社会の大きなシステムと捉え、自分自身とのかかわりの中で考えようとする生徒が少ない。これには次のようなことが原因であると考えられる。

- (1) 政治は人権を守るために行われていることに気づいていない。
- (2) 民主政治の意義を国民主権という立場から、生活と関連づけられていない。
- (3) 人権を守っていく具体的な手段や方法が身近に存在しているということに気がついていない。
- (4) 人権は「不断的努力によって保持」しなければ失いかねないということに気がついていない。

以上のことを捉えながら、今後展開される公民の授業の中では、重要語句の羅列や暗記などの知識重視の授業ではなく、生徒の生活レベルまで目線を落とし、現代社会の働きや課題などを取り上げて、生徒自ら興味を持ち、社会についての見方や考え方及び現代社会の基本的課題に対する判断力を身につけさせていきたい。

4 指導観

生徒の実態を受け、本単元では次の点に留意しながら指導を行うこととする。

- (1) 生徒の日常生活と関連づけを図る学習を展開する。
- (2) 身近な事象をとりあげ、課題意識を喚起させる導入を工夫する。
- (3) 重要語句の定着については、構造的な板書・視聴覚機器を効果的に活用しながら、語句そのものの意味や語句と語句の関連性についての理解を図っていく。
- (4) 単元・単位時間のねらいに沿って具体的な資料を教材化し生徒に提示しながら、視点を絞った深い思考を促す授業を展開していく。

5 指導計画

- 1 地方自治は民主主義の学校だ(地方自治とは何か).....
- 2 地方自治を支えるためのしくみ(議決と執行).....
- 3 自らを治める住民のパワー(住民自治とそのあり方).....
- 4 地方自治の課題と「これから」(地域作りの新しい試み).....
- 5 地方自治と国の政治とのかかわり(中央集権と地方分権).....
- 6 代表者を通じて行動する(代議制の意義と多数決の原理).....
- 7 国会は国権の最高機関だ(国会の仕事と衆議院の優越).....
- 8 国会で選ばれる総理大臣(議院内閣制下の政府).....
- 9 小さな政府を目指して(行政改革の行方).....
- 10 憲法の番人とよばれて(司法権の独立と裁判所).....
- 11 わたしたちの人権を守るために(裁判の種類)..... (本時)
- 12 一票の重みと意味(選挙の意義としくみ).....
- 13 政党が目指すもの(政党政治の役割と課題).....
- 14 国民の声に耳を傾ける(世論の形成とマスコミ).....

6 本時の指導（11 / 14時間）

（1）指導目標

裁判の種類について理解させ、どのように人権が守られているか資料を通して考察させる。

（2）評価

評価規準	具体の評価規準		
	十分満足	概ね満足	具体的支援
【思考・判断】 裁判所がどのように私たちの人権を守っているのかを考察すること	裁判に関わる人々の人権が守られ、慎重に裁判が行われることの重要性に気がつき、その考えを自分の言葉でまとめることができる。	裁判に関わる人々の人権が守られ、慎重に裁判が行われることの重要性に気がつき、簡単にまとめることができる。	授業を振り替えて考えられるように導き、まとめは他の生徒の発表も参考にさせる
【知識・理解】 裁判の種類について、事例を類型化したり、それぞれの違いが説明できること	自ら具体的な事例を挙げて刑事裁判か民事裁判か類型化することができる	挙げられた具体的な事例を刑事裁判か民事裁判か類型化することができる	授業の流れを個別指導によって再確認させる

7 板書計画

学習課題

裁判所はどのように人権を守っているのだろうか

無実の罪 = **冤罪** …人権が守られていない

裁判の種類

刑事裁判

民事裁判

人権尊重のために保障されている権利

- ・ 黙秘権
- ・ 裁判公開の原則
- ・ 弁護人を依頼できる権利
(国選弁護人、当番弁護士)

8 展開案

	学習活動・内容	教師の働きかけ（発問と指示）	期待する思考の流れ・反応	備考
導入 7分	1 課題をつかむ ・裁判の雰囲気を知る 2 課題提示	・VTRを視聴させる ・課題提示	・裁判の様子だ！ ・何を争っているのだろう	・VTR
		裁判所はどのように人権を守っているのだろうか		
展開 38分	3 裁判の種類について学ぶ ・民事裁判について ・行政裁判について ・刑事裁判について 4 基礎事項の確認 ・確認プリントでまとめる 5 島田事件について知る 6 冤罪について学ぶ ・裁判の結果から、冤罪について考える ・自白の証拠能力について憲法の条文から探す 7 島田事件から学んだ事を発表する 8 人権保護のための制度や権利について調べる	・具体的な事例を出しながら裁判の種類を確認させる VTRの中で行われている裁判は何という裁判か ・行政裁判について説明する 民事裁判の他にどのような裁判を知っているか 裁判の種類をプリントを使って確認しなさい この事件は民事か刑事か ・本当にあった事件である事を告げる 裁判の結果どうなったか予想しなさい 死刑判決を受けた事を告げる ・新聞記事を提示し無罪である事を告げる 無実の罪 = 冤罪 なぜ犯人だと思い込んでしまったのか ・アリバイでは犯人は断定できない ・強制、拷問若しくは拘禁された後の自白 強制、拷問若しくは拘禁された後の自白は証拠とはならないという日本国憲法の条文を探しなさい この事件から感じた事、学んだ事は何ですか 人権保護のための制度や権利について思いつくことを挙げてみなさい。調べなさい。	・民事裁判である ・行政裁判である ・刑事裁判である ・殺人事件なので刑事事件である ・犯人はひどい奴だ ・死刑になって当然だ ・女の子が可愛そうだ ・殺人事件を犯しているのに無罪なの？ ・アリバイがないから ・自白しているから ・ひどい ・人権が守られていない！ ・憲法 38 条 ・疑わしい人でも疑ってはいけない。 ・どんな人の人権も守らなければならないと思った。 ・黙秘権 ・裁判公開の原則 ・弁護人を頼める	・PPP ・紙版書 ・プリント ・新聞記事 ・プリント ・資料集 ・紙版書
終結 5分	9 人権を守っている裁判について感想を書き発表する 10 まとめの話を聞く	裁判について感じたこと、感想をノートにまとめなさい。発表しなさい。 ・裁判は公正、公平に行われるべきであり、関わる人々の人権が守られながら、慎重に行われるべきである	・裁判は公正、公平に行われるべきである ・関わる人々の人権が守られなければならない ・慎重に行われるべきである	